

1 新型コロナウイルス感染症第6波への対策について

1) 医療検査体制の充実について

(知事)

新型コロナウイルス感染症が第5波まで拡大した大きな要因の一つは、PCR検査などの徹底を「陽性患者が出れば医療崩壊」を招くといっ、やってこなかったからです。感染拡大防止のために、無症状者の「早期発見・保護・隔離」が大切であったにもかかわらず、それを行わず、制限を解除し、経済活動再開を進めてきたため感染の再拡大を引き起こしてしまいました。

さらに、政府による社会保障費や保健所の削減、病床など医療体制の削減策が進められた結果、医療崩壊を起こしてしまい、その反省もなく、「軽症者は自宅待機」という国による医療放棄を進め、在宅での死者が多発するという結果を作り出してしまいました。

この反省の上に立って、削減ありきの姿勢を中止し、社会保障や医療体制の拡充をする施策を講じていかなければならないと考えますが、答弁を求めます。

また県は、11月16日大分県新型コロナウイルス感染症対策本部等で、エアロゾル感染対策の強化や医療体制の提供など公表していますが、中でも検査体制では「濃厚接触者はもとより、その他の接触者に対しても幅広くPCR検査を行う」と言っています。この方針はこれまでの方針と変わりなく、感染の疑いが出てからの検査となります。それでは遅いのではないのでしょうか。感染者が出る前に検査を行い早期発見と追跡、治療の体制をとらなければなりません。そのためにも、PCR検査の世田谷モデルとして複数人の検体をまとめて検査する「プール方式」などの採用で、大量に検査し感染者を早期に発見できる体制を作ることが大切です。「いつでもだれでも無料で」受けられる体制を構築すべきです。

さらに保健所機能の強化として職員の増員や保健所の増設ではなく、保健師OBや外部人材、市町村職員の応援などで対応しようとしています。第5波までの教訓では電話等が繋がらないなど保健所機能のパンク、職員の長時間勤務が大きな問題でした。このような小手先の対応ではなく、平時から職員の増員などの体制強化を図るべきではないのでしょうか。併せて答弁を求めます。

2) 公立・公的病院の統廃合について

(福祉保健部長)

国は、高度急性期病床など20万床削減することを目標に、大分県では臼杵市医師会立コスモス病院、竹田医師会病院を含む全国440の病院の統廃合を推進するために、消費税増税分を財源にした「病床機能再編支援事業」までつくり進めているのが現状です。コロナ禍でいかに医療がひっ迫したかが明らかになりました。このような反省がないままの、公立病院の廃止・統合計画は中止を求めるべきであります。答弁を求めます。

3) 後期高齢者医療制度について

(福祉保健部長)

また、来年10月からの2023年3月までの間に75歳以上の窓口負担割合の増も計画されています。コロナ禍で受診抑制が発生している状況に加え、更に個人負担増による受診抑制を誘発し、傷病の悪化になるような制度は直ちに中止を求めるべきであります。答弁を求めます。

2 個人消費の拡大策と中小事業者支援策について

(知事)

岸田政権は11月8日、新しい資本主義実現会議「緊急提言」で、「1980年代以降、格差拡大、下請け企業へのしわ寄せ、自然環境等への悪影響」が出ていることを指摘しており、これは新自由主義の弊害によるものだと考えます。これまでの新自由主義経済理論では企業が潤えば下へ滴り落ちるとした「トリクルダウン」が破綻したことは明白です。成長と分配では、安倍・菅前政権9年間で、大企業の内部留保は133兆円積み増し、467兆円に。一方平均実質賃金は年22万円も減少しています。特にGDPの5割強を占める個人消費の（底上げが必要です）県としても新自由主義の経済運営から、県民の懐を温めるボトムアップの施策を講じる必要がありますが、答弁を求めます。

コロナ禍の4度にわたる緊急宣言下でも中小企業は歯を食いしばり営業を続けてきました。それに対して持続化給付金はただの一度だけでした。時短要請協力金も飲食店等が対象であり、該当しない多くの中小企業は、コロナ融資や販路拡大、経費節減など涙ぐましい努力で経営を維持してきました。しかし営業努力も限界であります。帝国データバンクの「新型コロナ関連倒産」が、11月22日段階で都市部を中心に2,406件に上っていると公表しています。延命策が尽きれば倒産廃業せざるを得なくなります。企業立地補助金など県外大手資本へ補助金を出すのではなく、県内中小企業にこそあまねく助成をすべきであります。

8月27日に県へ、飲食店、アパレル等など695人の事業者から「サービス業とそれに伴う業者への救済措置を求める要望書」が提出されました。また私が委員外議員で参加した11月8日の商工観光労働企業委員会でも、府内五番街商店街振興組合の方々から「一般の事業者には時短要請協力金などの支援制度がない」などの意見が出されていました。さらに都町の飲食業者も、11月26日に要望を県に行い、「忘年会シーズンだが去年はゼロ、今回も予約は少ない」「時短解除後も客足はばったり」という実態が出されました。

第6波を見据えて、県として条件を付さず、売り上げが減少した事業者を救済する営業補償を措置すべきであると考えますが答弁を求めます。

また、東京都墨田区では、中小企業振興基本条例に基づき「新型コロナウイルスによる区内中小企業等への影響調査」を行い、個別企業への支援策をきめ細かくやっています。大分市などの中心地域と周辺部の対策はおのずと違ってきます。県として各市町村と協力して実態調査を行い、現状の困りなどをつかみ、具体的な対策を講ずるようすべきではないでしょうか。答弁を求めます。

さらに来年の確定申告では、各補助金や協力金は収入になり、国税や地方税、国保税などの各種税金の課税対象になります。生計維持のための支援金が中小事業者をさらに追い詰める結果となりかねません。このような問題に対する対策をどう講じていくのでしょうか。併せて答弁を求めます。

3 ジェンダー平等実現に向けた取組みについて

1) ジェンダー平等の基本的認識について

(知事)

世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数2021で日本は156か国中120位となっています。特に政治・経済分野での指数の低さが影響しています。働く女性の56%がパート、派遣などの非正規雇用であり、「育児・家事は女性がやり、男性は長時間労働で家族を養う」という性別役割分担の仕組みと意識が長年はびこってきた結果です。特に賃金格差は大きく、正規女性でも男性の7割、非正規では3割という状況です。実質的な失業者も、女性は103万人と男性の2倍以上にのぼっています。このような女性の不安定な働き方を推進してきたのが新自由主義であり、低賃金・長時間労働によって「企業の利潤を最大化」する思想の下で社会的に作られてきたジェンダーであります。この認識に基づいた労働時間短縮と賃金引上げの実現を目指す改革を行わなければジェンダー平等は実現しないのは当然です。

また、ジェンダー格差の問題は、仕事面に限りません。もう一つの問題は、家庭における女性の役割が大きいことも問題です。我が国の家庭における女性への比重は一貫して大きく、前安倍政権の一億総活躍社会という目玉政策の実施にもかかわらず、減少していないことが分かります。職業においても家庭においても、男女の役割分業的思想がいまだに根強く、ジェンダー平等社会に向け、労働分野での女性の地位向上と男性の家事労働への参画などを、県民とともに一歩ずつ進めることこそがジェンダー平等を実現する上でも重要ではないでしょうか。

この基本に立つことが大切と考えますが、基本的な認識はどうでしょうか。答弁を求めます。

2) 県職員の女性幹部登用について

(総務部長)

国は「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」と表明していますが、県幹部職員の女性職員の登用比率はどれくらいでしょうか。また向上策はどうやって取り組んでいくのでしょうか。

3) 民間企業における育児休業取得率の向上について

(総務部長)

今は、育児休業を取得しても、最初の半年はいつもの給料の67%、半年以降は50%と収入が激減します。さらに人事評価など昇進に影響が出て、将来収入が減少する場合も出てきます。上司からのハラスメント等も考えられます。県職員も民間企業の労働者もこのような不安がある中で育児休業を積極的に取ることは厳しいと思います。

男性・女性関係なく育児休業取得率の向上も、このような不安を解消することで、育児休業を取得することが進むと思います。県として民間企業における育児休業取得率の向上に対する対策をどう講じているのでしょうか。

4) 男性県職員の育児休業取得率の向上について

(総務部長)

また、男性県職員の取得状況と向上のための施策はどうしているのでしょうか。答弁を求めます。

5) 県職員の時間外勤務時間について

(総務部長)

新型コロナウイルス感染症の拡大で、今年4月から9月まで、過労死ライン超えの100時間超の残業をした職員が、延べ90人に上り、昨年度1年間よりも多くなっていると報道されています。特に福祉保健関係職員の残業が8割を占めています。これまでも指摘してきましたが、長時間勤務の実態はこれまでのように「効率化や外部委託」などで解決できるものではありません。今後第6波の懸念や新しい感染症の拡大など心配される中、抜本的に職員の増員を行うべきではありませんか。答弁を求めます。

4 自治体のデジタル化等について

1) デジタルデータにおける個人情報の取扱いについて

(総務部長)

大分県ではデジタルの積極的活用として「おおいた革新的技術・データ活用推進計画」や「DX推進戦略」などで推進しようとしています。

今年9月にデジタル庁が創設され、このようなデータがマイナンバー等を通じて集中化される危険性があります。個人情報の保護が最重要ですが、県が制定している現行の個人情報保護条例を一旦停止し、国による個人情報活用のための法制に一本化する法律の成立によって、情報の流出・悪用の危険性がさらに高まりました。さらに、行政が保有する個人情報を「匿名加工情報」として、オープンデータ化し、企業等に公表し利用できるようになっていきます。ビッグデータは企業にとって儲けの対象となりますが、各個人は、いったいどの情報が自分の情報なのか、またそれを削除させることもできません。個人情報が売買の対象にされ、情報の漏洩も危惧されます。それはこれまでの情報漏洩事件を見れば明らかであります。県として、ユーザーが個人情報を集める際にその目的を明確に説明することを求めたり、企業に対し自分のデータを完全に削除請求できる「忘れられる権利」や、自由にデータを移せる「持ち運び権」などを、憲法上の「基本的人権」として条例上でも規定すべきと考えますが、答弁を求めます。

2) 地方公共団体情報システムの標準化について

(総務部長)

二つ目の重要な内容は「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」によって、「地方公共団体情報システムは標準化基準に適合するものでなければならない」となっていることです。標準化は、住民基本台帳や個人住民税、国民健康保険や国民年金など生活に密接にかかわる20業務が対象となります。各自治体では子ども医療費などの独自助成など様々な施策をやっていきますが、国が定める標準化基準に従うだけでは実施できない場合は、仕様変更が必要になってきます。国会では「自治体の独自助成などの仕様変更は可能」ということは認めています。標準化対象事務以外のシステム化や仕様変更にかかる費用は全額自治体の負担とされています。これでは財政基盤の弱い自治体は独自助成策が取れなくなってしまいます。

そこで、独自助成のための仕様変更については可能であるということを各自治体に周知すると同時に、財源保障を国に求めることが必要ですが、答弁を求めます。

3) マイナンバーカードの取得について

(総務部長)

マイナンバーカードが普及していないことで、政府はまたぞろ、新規取得者や健康保険証や金融口座と紐づければ2万ポイントを付するという、「ポイントが欲しければ個人情報を差し出せ」と言わんばかりの推進策を行おうとしています。県民は個人情報の流出、カードの紛失、利便性が一部に限られるなどでカードを取得していないのが現状であり、政府に信用がないから普及が進まないのです。苦肉の策として2万ポイントを餌にして普及を図ろうとしています。強制すべきことではないと考えますが、答弁を求めます。

5 大分市寒田地区の防災対策について

(土木建築・農林水産部長)

寒田地区を流れる寒田川は、30年前は暴れ川としてたびたび氾濫していました。河川改修によって大規模な氾濫は起きていませんが、最近の記録的な豪雨が報道されるたびに、地域の住民は大変心配しています。住民の有志が「寒田川のハザードマップを考える会」を立ち上げ、氾濫などの場合の避難経路や避難所などの視察、上流にある「宮窪ため池」の現地調査など行いその危険性等を共有してきました。そこでの要望として危険個所の河床掘削や擁壁の対策、寒田川や宮窪ため池への監視カメラ等の設置が出されました。県としては検討課題に入っているようですが、現状はどうなっているのでしょうか。答弁を求めます。

6 同和問題

(教育長)

県立中津北高等学校において2019年11月の人権講演会終了後に、生徒が「せん称語」を使ったとして、それを大問題発生のように当時の校長が部落解放同盟大分県連合会を訪問して事案の報告等をしたということがありました。その後数回にわたり同県連や支部長を訪問し報告しています。生徒間の些細なやり取りの発言を「差別事象」として事件化し、解放同盟に報告し、対応等を協議することは、教育の中立性を侵すものであり、是正すべき問題であります。県教育委員会としてどう考えているのでしょうか。答弁を求めます。